「源流の森」指定管理者募集に係る質問と回答

質問 1	AED について (別添 1-2 山形県 源流の森管理業務使用一覧)
	管理業務の内容(1)施設管理のその他において、AED 点検管理と示さ
	れていますが、AED本体は貸与物品に含まれておりません。 AED 本体の設
	置については、どのように考えるべきかご教示願います。
回答	AED 本体は、指定管理者が設置することとなります。
質問 2	冒険の森について(別添 1-3 植物管理の数量基準)
	林地管理の刈払いの項目に、冒険の森 5,262m2 の 50%として 2,631m2 が
	数量となっていますが、これまで利用者の利便性や安全確保のため、全面
	刈払いを実施しています。また、沿線の道路から施設が見えることで利用
	拡大にもつながっていると考えています。当地については 50%でなく、全
	面刈払いが妥当と考えますが、どのようにお考えでしょうか。
回答	冒険の森の刈払い数量については、工作物の設置状況等を踏まえ、必要
	最低限の基準として全面積の50%としたところです。刈払いを行う林地全
	体で50%を目処とし、生育状況等を踏まえ実施箇所を選定ください。
質問3	置賜の森について(別添 1-3 植物管理の数量基準)
	林地管理の刈払いの項目に、置賜の森の造成地 30,000m2 の 50%として
	15,000m2 が数量となっていますが、当造成地内の林分の状況に応じて適宜
	判断して行うこととしてよろしいか、ご教示願います。
回答	林分の生育状況等を踏まえ適宜判断ください。
質問 4	共育の森、銘木の森について(別添 1-3 植物管理の数量基準)
	林地管理の中で、雪害木除去等の項目において、大径木を伐採する場合、
	機械装備のある専門業者でなければ伐採・搬出はできないと考えますが、
	その場合、別途協議して対応することでよろしいでしょうか 。
回答	対象木の状況や伐採に要する経費等を踏まえ、個別に判断を行います。
質問 5	水源の森について(別添 1-3 植物管理の数量基準)
	林地管理のトレイル管理の項目において、必要に応じて管理する箇所の
	中に「小坂区の水源の森」が含まれていますが、当地については飯豊町が
	森林所有者と使用契約を結んでおり、同町の管理区域になっているものと
	認識しております。 町との調整については、県の方で行っていただける
	のかどうか、ご教示願います 。
回答	必要に応じて県で対応します。